

2－3．割引料金の適用（2022年6月30日までに加入契約を締結した場合）

- ①セット割引
サービスの組合せにより設定されたセット割引が適用されます。
- ②「やくそく割」
テレビ（ベーシックコースを除く）・インターネット・ケーブルプラス電話の3つのサービスを同時に利用し、2年間の継続利用を約束した場合に割引が適用されます。
- ③「やくそく割」適用から2年未満で全部または一部のサービスを解約した場合、その利用期間が1年未満は11,000円、1年以上2年未満は5,500円の違約金(課税対象外)が発生します。
- ④「トリプルバック」
ベーシックコース・インターネット・ケーブルプラス電話の3つのサービスを同時に利用し、2年間の継続利用を約束した場合に割引が適用されます。
- ⑤「トリプルバック」適用から2年未満で全部または一部のサービスを解約した場合、その利用期間が1年未満は22,000円、1年以上2年未満は11,000円の違約金(課税対象外)が発生します。
- ⑥上記割引および「トリプルバック」は月額料金が満額発生した月に適用します。但し、同一引込線でサービスの提供を受けており、且つ、同一口座、または同一クレジットカードにてご利用料をお支払いの場合に限りです。

3. 付加機能使用料

3－1．適用

付加機能使用料の適用については、約款第24条（利用料等の支払義務）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払を要する料金の額は、3－4．（付加機能使用料金）の規定の額とします。

3－2．付加機能の種類

- （1）メールアドレス追加機能
予め加入者に割り当てたメールアドレスの他に メールアドレスを追加する機能。
- （2）メール転送機能
予め加入者に割り当てたメールアドレス宛てに届けられたメールを、他のアドレスへ転送する機能。
- （3）メールウイルスチェック機能
予め加入者に割り当てたメールアドレス宛に届けられたメールおよび加入者が送出するメールのウイルス感染を検査し感染したメールを削除する機能
- （4）迷惑メール対策機能
予め加入者に割り当てたメールアドレス宛に届けられたメールが迷惑メールか否かを判定し迷惑メールに識別マークを付ける機能
- （5）ウイルス&セキュリティ対策機能
マカフィー株式会社が発展する、総合セキュリティ対策ソフト『マカフィーマルチアクセス』を使用する機能
- （6）ICCメッシュWi-Fiサービス
Wi-Fi端末の親機と子機を貸与し、当社インターネットサービスと相互接続するサービス
- （7）らくらく遠隔サポートサービス
株式会社アイテム社が発展する、リモートサポートを利用できるサービス
- （8）超ホーダイ onCATVサービス
ソースネクスト株式会社が展開する、超ホーダイを利用できるサービス
- （9）緊急地震速報サービス
加入者が緊急地震速報システムを利用できるサービス

3－3．提供条件

- （1）メールアドレス追加機能
①当社は、1端末接続装置につき当社が別に定める数までのメールアドレスを提供します。
②当社は加入者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの追加、変更を行います。
③電子メールとして蓄積できる通信の情報量、および情報の蓄積期間は当社が別に定めるところによります。
④当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。
⑤④の規定により、メールアドレスを変更するときは、予めそのことを加入者にお知らせします。
- （2）メール転送機能
①当社は加入者のアドレスに送られてきたメールを、一のメールアドレスにつき当社が別に定める数までの他のメールアドレスへ、転送します。
②当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときはメール転送機能の制限若しくは、メール転送先の変更をしていただくことがあります。
③②の規定によりメール転送機能の制限・変更をするときは、予めそのことを加入者にお知らせします。

- （3）メールウイルスチェック機能
①この機能は、加入者が当社のメールサーバを利用して送受信する電子メールのウイルス感染を検査するもので、感染したパソコン等のウイルスを駆除するものではありません。加入者側の設定は不要で自動的に適用されますので機能を無効にすることはできません。
②ウイルスに感染したメールを検出すると、削除してその旨をメールでお伝えします。暗号化などで検査できないメールは、そのまま配送した上でその旨をメールでお伝えします。
③現在の技術では新種ウイルスに対応が間に合わず感染したメールが配信されることがあります。
④本機能の利用に関して加入者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負うことはできません。

- ⑤当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、この機能を停止させることがあります。この場合は、事前あるいは遅滞無く加入者にお知らせします。

- （4）迷惑メール対策機能
①この機能は、加入者が当社のメールサーバを利用して送受信する電子メールに適用されます。加入者側の設定は不要で自動的に適用されますが、提供条件に同意していただく必要があります。
②迷惑メールと判定された場合は、件名の先頭に[spam]という表示を付加して配信します。
③現在の技術水準では誤判定を無くすことはできません。このため誤って[spam]と表示され、あるいは表示されない場合があります。
④本機能の利用に関して加入者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負うことはできません。
⑤当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、この機能を停止させることがあります。この場合は、事前あるいは遅滞無く加入者にお知らせします。

- （5）ウイルス&セキュリティ対策機能
①この機能は、マカフィー株式会社が展開する、総合セキュリティ対策ソフト『マカフィーマルチアクセス』の使用ライセンスを提供します。
②本機能の利用に関して加入者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負うことはできません。
③当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、この機能を停止させることがあります。この場合は、事前あるいは遅滞無く加入者にお知らせします。

- （6）ICC(AI)メッシュWi-Fiサービス
①ICC(AI)メッシュWi-Fiサービスは、当社が別で定める「ICC(AI)メッシュWi-Fiサービス利用規約」により提供します。

- （7）らくらく遠隔サポートサービス
①らくらく遠隔サポートサービスは、当社が別で定める「らくらく遠隔サポートサービス利用規約」により提供します。

- （8）超ホーダイ onCATVサービス
①超ホーダイ onCATVサービスは、当社が別で定める「超ホーダイ onCATVサービス利用規約」により提供します。

（9）緊急地震速報サービス

- ①緊急地震速報サービスは、当社が別で定める「緊急地震速報システム利用規約」により提供します。

3－4．付加機能使用料金

種 類		単 位	月額料金
メールアドレス追加機能		1メールアドレス (追加できる数上限9個)	330 円
メール転送機能		メールアドレス毎	無 料
メールウイルスチェック機能		メールアドレス毎	無 料
迷惑メール対策機能		メールアドレス毎	無 料
ウイルス& セキュリティ 対策機能	マカフィー	1契約毎(端末3台まで利用可)	385 円
	カスペルスキー (新規受付け終了)	1契約(3ライセンス)毎	440 円
ICC(AI) メッシュWi-Fiサービス		別途、「ICC(AI) メッシュWi-Fiサービス利用規約」に定めるところによります。	
らくらく遠隔サポートサービス		1契約毎	550 円
超ホーダイonCATVサービス		1 I D 毎	550 円
緊急地震速報サービス		別途、「緊急地震速報システム利用規約」に定めるところによります。	

＊上記の他、付加機能を使用する際に別に定める登録手数料がかかる場合があります。

4. 解除料

4－1．適用

解除料の適用については約款第6条（最低利用期間）に定めるところによります。

5. 工事に関する費用

5－1．適用

工事に关する費用の適用については約款第25条（加入初期費用）に定めるところによります。この場合において、約款同条により支払いを要する料金の額は、5－2．（料金額）の規定の額とします。

5－2．料金額

- ① 2022年6月30日までに加入契約を締結した場合
引込工事費 16,500円 / 宅内工事費11,000円
引込線撤去費 5,500円 / モデム解約費3,300円
- ② 2022年7月 1日以降に加入契約を締結した場合
引込工事費 26,400円 / 宅内工事費26,400円
2 工事費は導入工事完了翌月から24ヶ月の分割払いとなります。申込時のキャンペーンにより期間中の工事費を割引させていただく場合があります。
3 24ヶ月の期間中に解約された場合は、導入工事完了翌月から経過月を支払済工事費に充当し、未経過月分の工事費を一括で請求させていただきます。

- ④ 緊急地震速報の工事に关する料金については別途「緊急地震速報システム利用規約」に定めるところによります。

- ＊通信宅内工事費は、加入者の家屋の状況や工事内容により変わりますので、当社において標準工事仕様を定めており、その範囲における料金を掲示しております。これを越える工事については、実費にて追加費用がかかります。

5－3．標準工事の内容

- ・保安器の取り替え
- ・露出配線工事15m以内
- ・端末接続装置（ケーブルモデム）の設置調整

附 則

- 約款の施行日及び改正日
2000年 8月1日施行
2024年 11月1日改正



株式会社アイ・シー・シー

インターネット接続サービス契約約款（HFC用）

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 株式会社アイ・シー・シー（以下、「当社」といいます）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、インターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）、およびインターネット接続サービス料金表（以下「料金表」といいます）を定め、これによりインターネット接続サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、事業法の規定その他に基づき、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	この契約約款に基づき当社が加入者に提供するインターネットプロトコルによる電気通信サービス ※最大速度は規格上の数値であり、回線の混雑状況やお客様の通信環境により、通信速度は低下する場合があります
6. インターネット接続サービス取扱所	1. インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2. 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	この契約約款に基づき当社と加入者の間に締結されるインターネット接続サービスの提供に関する契約
8. 加入者	この契約約款に基づく利用契約を当社と締結し、インターネット接続サービスの提供を受ける者
9. 加入者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17. ユーザ I D	パスワードと組み合わせて、加入者その他のものを区別するために用いられる符号
18. パスワード	ユーザ I Dと組み合わせて、加入者その他のものを識別するために用いられる符号
19. 緊急地震速報	当社と契約を締結し、機器使用料を支払った場合にのみ当社が貸与する家庭用通報端末を利用し、気象庁が配信する緊急地震速報の情報を提供するシステム
20. I P アドレス	インターネットやLANなどの I P ネットワークに接続されたコンピュータなどに割り振られる識別番号

第2章 契約

（インターネット接続サービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定する種類、種別があります。

（契約の単位）

第5条 当社は、加入者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、加入者は一の契約につき1人に限ります。

（最低利用期間）

第6条 インターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます）は、それぞれ最低1ヶ月間の利用が必要となります。

- （1）2022年6月30日までに加入契約を締結した場合
加入初期費用の割引キャンペーン等の適用は、キャンペーン毎に最低利用期間を定める場合があります。
2 加入者は、利用期間が前項の期間に満たない場合は、加入初期費用のキャンペーンによる割引相当額を支払うものとします。
- （2）2022年7月 1日以降に加入契約を締結した場合
本サービスを利用し始めた月の翌月を利用開始月とし、最低利用期間は利用開始月から2年間とします。

- 2 加入者は、利用期間が前項の期間に満たない場合は、違約金として2,900(課税対象外)が発生します。（加入者回線の終端）

第7条 当社は、加入者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を貸与し、これを加入者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

（加入申込みの方法）

第8条 加入の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面もしくは電子的手段にて当社または代理店に提出していただきます。
①料金表に定める本サービスの種類
②加入者回線の終端とする場所

- ③その他本サービスの内容を特定するために必要な事項（加入契約の成立）
- 第9条 加入契約は加入申込者が所定の加入申込書を当社へ提出し、加入申込者が契約の条件を記した書面を受領した時に成立するものとします。
2. 当社は、前項の定めにかかわらず、次の場合には加入申込を承諾しないことがあります。
①加入申込について、引込設備及び宅内設備の設置又は保守することが技術上著しく困難な場合。
②加入申込について、引込設備の設置、又は保守することが著しく高額な場合。
③加入申込者が、本サービスの料金等又は工事費の支払いを怠る恐れがある場合。又は、過去にその事実があった場合。
④加入申込者が、当社が提供する他のサービスを既に利用し、その料金等又は工事費の支払いを怠っている場合。
⑤その他、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

（本サービスの種類等の変更）

第10条 加入者は、料金表に規定する本サービスの種類、種別の変更の請求をすることができます。
2. 前項の請求の方法およびその承諾については、第8条（加入申込みの方法）および前条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

（加入者回線の移転）

第11条 加入者は、加入者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。
2. 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。
3. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。
4. 第1項の変更に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。（その他の契約内容の変更）

第12条 当社は、加入者から請求があったときは、第8条（加入申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。
2. 前項の請求があったときは、当社は、第9条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

（譲渡の禁止）

第13条 加入者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。（当社が行う契約の解除）

第14条 当社は、次の場合には、その契約を解除できるものとします。
①第20条（利用停止）第1項各号の規定により本サービスの利用停止をされた加入者が、当社が指定した期間内にその停止事由を解消または是正しないとき。
②電気通信回線の地中化等、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構案が困難で本サービスの継続ができないとき。
2. 第20条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。
3. 当社は、第1項及び第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、その加入者に解除の旨を通知します。
4. 当社は、第1項及び第2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

（付加機能の提供等）

第15条 当社は、加入者から請求があったときは、料金表に規定する付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

（回線相互接続の請求）

第16条 加入者は、その加入者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることがあります。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定める本サービス取扱所に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。（回線相互接続の変更・廃止）

第17条 加入者は、前条の回線相互接続を変更または廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 サービスの休止等

（利用休止）

第18条 加入者は、1ヶ月以上の建物の建て替えが発生する場合、当社に届け出てサービスの利用を一定期間休止することが出来ます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし、1回につき12ヶ月を限度とします。
2. 休止した日の属する月の基本利用料金は、請求対象となります。日割り計算はいたしません。（利用中止）

第19条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
①当社の電気通信設備の保守上または工上やむを得ないとき。
②第21条（利用の制限）の規定により本サービスの利用を中止するとき。
2. 前項に規定する場合の他、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前2項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、予めそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第20条 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。但し、第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務が支払われ、当社が支払いの事実を確認できるまでとします。
①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。
②加入の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
③第36条（利用に係る加入者の義務）の規定に違反したとき。
④事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
⑤事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
⑥本サービスの利用が第38条（禁止事項）の各号のいずれかに該当したとき。
⑦加入者が、当社が提供する引込み線を共有する他のサービスに加入し、その料金等または工事費の支払いを怠っている場合。
⑧前各号の他、この約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社

